様式第5号(第6条関係)

御杖村在宅重度身体障害者(児)入浴サービス事業利用却下通知書

年　　月　　日

第　　　　　号

　　　　　　　　　　様

御杖村長

　　御杖村在宅重度身体障害者(児)入浴サービス事業実施要綱に基づき、本事業の利用について、次の理由により却下しましたので通知します。

　(却下理由)

別紙

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、御杖村長に対して審査請求をすることができます。

　処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消の訴えを提起することができます。

①　審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

②　決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

　　取消訴訟は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に御杖村を被告として提起しなければなりません。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。